

身延町子ども読書活動推進計画



令和4年4月

身延町教育委員会

はじめに

人はことばを持ち、そのことばによって思考し、心を豊かにし、他者とのコミュニケーションを育み、文化を築き上げてきました。

読書活動は生涯学習として、混沌としたこれからの未来を切り拓いていく子どもたちが、ことばを育み、豊かな感性や情操を身に付け、表現力や想像力をより豊かなものにしていき、自らの人生を色濃いものにしていくために非常に大切なものであると考えます。

しかし、子どもたちを取り巻く現状は、ICT 社会におけるスマートフォンやタブレット、PC、ゲーム機等、様々な情報メディアの目覚ましい発達・普及により、社会全体の生活様式や環境が大きく変わる中、乳幼児期からの読書環境や読書習慣が未形成状態となり、児童期や青少年期における「読書離れ」が顕著となっています。

このような時代だからこそ、子どもの読書活動推進は、子どもたちが自分自身の将来に夢を持ち、自己研鑽や自己実現を図っていく上で重要な役割を果たしていくものと確信します。

本町では、平成29年3月、平成19年から10年間取り組んできた「第一次身延町総合計画」で目指してきた将来像「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」を引き継ぎ町政運営の基本指針である『第二次身延町総合計画』を策定しました。

この計画の中で、5つの目標のうち4番目に、教育に関わる基本的な目標として『学びの人づくり（生涯学習・教育・文化）』が示され、「教育の充実により明日を担う子供たちを育成し、生涯を通じた学習活動の広がりにより、地域文化が醸成され、心の豊かさや学ぶ喜びを実感できる身延町を目指します。」と謳われています。

「身延町子ども読書活動推進計画」は、この施策を具現化するための方策を明らかにすることにより、読書環境の整備や読書活動への働きかけなど、子どもたちの読書活動に関わる全体的な推進となることをねらいとして策定しました。

目 次

はじめに

第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1	子どもの読書活動推進の意義	1
2	子どもの読書活動の現状	1
3	計画策定の背景	3
4	計画策定の基本方針	3
5	計画の期間	3

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1	家庭・地域における子どもの読書活動の推進	4
2	認定こども園・保育所(園)・児童館等における 子どもの読書活動の推進	5
3	小・中学校における子どもの読書活動の推進	5
4	町立図書館等における子どもの読書活動の推進	7
5	推進体制の整備	11
6	今後の推進目標	11

第3章 関連機関等との連携・協力

1	行政機関との連携・協力	12
---	-------------	----

第4章 広報・啓発活動

1	「子ども読書の日」等における広報・啓発	13
2	子どもの読書活動に関する情報の提供	13

～関係資料～

1	子どもの読書活動の推進に関する法律	15
2	国、県の基本計画(期間)	18
3	文字・活字文化振興法	19

第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の意義

最近の子どもたちは、認定こども園・保育所（園）や学校以外に塾、習い事、スポーツなど、一日の生活も忙しく、読書時間が十分にとれない傾向にあります。

また、少子化や核家族化などの要因から、コミュニケーションをとるのが苦手な世代とも言われています。

幼い頃に、読み聞かせによって体験した本との出会いや、それらからもたらされた読書の喜びや習慣は、生涯にわたってその人を支えてくれる大切なものです。

成長とともに読書によって想像し、考え、物語の中で繰り広げられている世界をやがて自分の実体験と比べたり重ねたりすることにより心の糧となり、そのことが社会の中で自分の考えや経験を活かす手助けとなります。

このように、子どもの読書活動は、心豊かな人格を形成していく上でとても重要であり、この活動を組織的、計画的、継続的に推進していくことには大きな意義があります。

子どもが読書活動を通じて「生きる力」を身に付け、人間性を豊かにしていくためにも、成長段階に合わせて様々な本と出会える環境を整備することが重要です。

2 子どもの読書活動の現状

(1) 未就学の乳幼児

本町では、乳幼児の時期から本に親しんでもらえるように、長期的で多岐にわたる読書推進活動を進めています。

町内で生まれたすべての子どもたちを対象とした「ブックスタート事業」は、町立図書館司書が町の4ヶ月健診時に、乳幼児とその保護者に絵本の読み聞かせを行い、その中から気に入った絵本を手渡すというものです。その場で絵本を手渡すことにより、楽しかった読み聞かせの記憶が新しいうちに、家庭に戻ってすぐに実践することができます。その後は0～2歳児を対象にした図書館の乳幼児おはなし会や、公民館図書室、認定こども園・保育所（園）での出張おはなし会へと、各年代に即した事業を実施し子どもの読書活動の推進を継続していきます。

町立図書館ではこれらの事業を関係部署や図書館ボランティアとの連携の中で年間計画として実施しています。



▲絵本が入ったブックスタートバック



▲休み時間の貸出の様子

通りだ」「その通りだ」と「肯定」したグループの方が、「まったくその通りでない」「その通りでない」と「否定」したグループよりも統計的に読解力の平均点が高い傾向にありました。全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で実施した第66回読書調査(2021年6月)では、「あなたは5月1か月の間に本を何冊ぐらい読みましたか」という質問に対し、平均読書量は小学校(4・5・6年生)12.7冊(2019年調査11.3冊)、中学校5.3冊(2019年調査4.7冊)でした。1か月間に1冊も



▲全校一斉読書で「押し本」を紹介

数(年間)が小学校49冊、中学校9冊でした。本町では全国平均と比較し、小学校165冊、中学校31冊と多い数値でした。この結果から町内の小中学生はよく学校図書館を利用することがわかります。中学生については勉強や部活動の時間が生活の中で多くを占め、スマートフォンの普及やSNS等の利用など情報環境の大きな変化が読書環境に影響を与えていると言われますが、そのような状況にあっても町内の中学生はよく本を読むこ

(2)小・中学校の実態

OECD(経済協力開発機構)が行う国際的な生徒の学習到達度調査(PISA)の2018年調査結果では、日本の生徒の「読書への関わり」に関する五つの項目のうち、「読書は大好きな趣味の一つだ」及び「本の内容について人と話すのが好きだ」について「まったくそうだと思う」「そうだと思う」と回答した割合がOECD平均よりも高く、読書を肯定的に捉える傾向がありました。また読解力の平均得点との関係を見ると、この2項目については、「まったくその



▲図書館での読書

本を読まなかった不読者の割合は小学校5.5%(2019年調査6.8%)、中学校10.1%(2019年調査12.5%)、でした。小中学校共に平均読書量は前回調査より増加し、不読者数の割合は低下しています。これは「朝の読書」が全国的に広がり定着したことをはじめ、読書活動を活性化させる様々な取り組みを行ってきた成果が現れていると見られます。

文部科学省が実施した令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」のひとり当たりの貸出冊



▲朝の10分間読書

とがわかります。

町内の小中学校の読書推進活動としては朝の読書、読書週間行事、図書集会、一斉読書など、様々な取り組みを各校の実態に合わせて年間計画の中で実施しています。

家庭への啓発として本を介して家族とコミュニケーションを図り、家族と読書を楽しむという山梨県教育委員会が提唱する「家読(うちどく)」の取り組みも積極的に実施しています。

子どもたちの日常は多忙化しており、本をよく読む子どもとそうでない子どもの二極化も見られますが、今後も子どもを取り巻く読書環境を理解しながら方策を考えていく必要があります。

3 計画策定の背景

国は、子ども読書活動を推進するため、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、これに基づき平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。

国の動きを受け、山梨県では平成17年3月「山梨県子ども読書活動推進実施計画」が策定され、平成24年3月には「第2次山梨県子ども読書活動推進実施計画」、平成29年3月には「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」が策定されました。

平成30年4月には国が、第3次を経て第4次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。



▲策定検討会の様子

4 計画策定の基本方針

本町は、次の取り組みを通じ、本計画の推進を図ります。

- ・ 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
- ・ 認定こども園・保育所(園)・児童館等における子どもの読書活動の推進
- ・ 小・中学校における子どもの読書活動の推進
- ・ 町立図書館等における子どもの読書活動の推進
- ・ 推進体制の整備

5 計画の期間

この計画は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5ヶ年間とし、必要に応じて見直していきます。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

Ⅰ 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもにとって家庭は安心・安全な場所であり、リラックスした気持ちで本に向かうことで、その本の世界に没頭することのできる貴重な空間です。

また、家庭における読み聞かせ等の読書活動では、家族のふれあいやコミュニケーションを深めることができます。

保護者は、読書習慣を子どもの頃から身につけることの重要性を十分に理解し、読書が生活の一部として継続的に行われるよう、家族で読書を楽しむ環境を整えていくことが大切です。家族で一緒に本を読むなど、周囲にいる大人も読書に親しみながら、日常生活の中で自然に本と親しむ環境を工夫することも大切です。

(1)ブックスタート事業

「ブックスタート」は、絵本を通した親子のふれあいやコミュニケーションを推進し、家庭での絵本の読み聞かせの大切さを伝えることを目的とした乳幼児向け事業です。

4カ月児健診に乳幼児とその保護者に図書館司書が絵本の読み聞かせを行い、その中から気に入った絵本を手渡すことで、どの家庭にも絵本があり、また読み聞かせができるような、環境づくりの支援を行います。

(2)家読(うちどく)の推進

山梨県では、具体的方策の一つとして『家読(うちどく)推進運動』の取り組みを行っており、毎月第1日曜日を「家庭の日」、毎月第3日曜日を「青少年を育む日」として提唱するとともに『家読100選』の情報発信を行い、年代に応じた推薦図書を紹介しています。

本町も、山梨県の事業や施設と連携し、家庭での子どもの読書活動について普及・啓発していきます。



▲令和3年度版『家読100選』

(3)家族での公共図書館利用の推進

公共図書館では本の貸出の他、おすすめ図書の展示、読書相談、お話し会や講演会の開催、利用者の求める資料や情報を探すお手伝い(レファレンスサービス)など、本を媒介とした多様なサービスを実施しています。

図書館を利用することにより、継続して新しい本と出会うことができ、家庭での読書活動が更に魅力的なものになります。

町立図書館では家族での図書館利用を促す多様な事業を今後も展開し、また家族での利用がしやすく、居心地のいい館内環境の整備を行います。図書館未利用の家族に向けては、広報やSNS等で呼びかけも行い、家庭での読書環境の推進に努めます。

2 認定こども園・保育所(園)・児童館等における子どもの読書活動の推進

子どもは成長するにつれて、家庭から地域へと行動の範囲を広げていきます。その子どもの受け皿になる場所が、認定こども園・保育所(園)であり、また、児童館や放課後の学童児童クラブ(学童保育)等です。

本町には、公立、私立あわせて、5つの認定こども園・保育所(園)と2つの児童館があり、公立6施設で放課後児童クラブを開設しています。

この施設を利用する子どもは、読書を楽しみながら、本に親しんでいく大切な年齢ですが、これらの施設の多くは、図書の数も少なく、また、読書専用のスペースも整備されていません。子どもたちが長い時間過ごすこれらの施設の読書環境を整え、読書への動機付けがなされるよう努めます。

(1)認定こども園・保育所(園)における推進

認定こども園・保育所(園)では、幼児が絵本やおはなし、紙芝居に親しみ、読書の楽しさと出会えるよう、読み聞かせ等の機会を設けます。

また、認定こども園・保育所(園)の図書資料の充実を図り、幼児が日常的に本に親しみ、楽しめるような環境を整えるよう努めます。

(2)児童館・放課後児童クラブ(学童保育)における推進

児童館・放課後児童クラブ(学童保育)では、本の読み聞かせ等のボランティア組織がなく、定期的な読み聞かせを行っていません。現状は、職員に任されています。それぞれの施設において、図書を充実させ、職員による読み聞かせ、ボランティアによるおはなし会等が実施できるよう努めます。



▲保育士による読み聞かせ

(3)町立図書館との連携・協力

子どもによりよい読書環境を提供するため、それぞれの施設において、2ヶ月に1回、町立図書館職員による本の入れ替えをしています。子どもたちからの多様な要望に応えられるよう、町立図書館との連携を図りながら、適切な資料の提供に努めます。

3 小・中学校における子どもの読書活動の推進

学校教育法では、義務教育の目標として読書に親しませること(第21条第5号)が規定されており、また、いわゆる学力の三要素として、基礎的な知識及び技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成、主体的に学習に取り組む態度の養成(第30条第2項等)が規定されています。

学校教育において、学校図書館は読書を通した豊かな心の育成とともに、確かな学力の育成の基盤となる重要な機能を有しています。

また、子どもたちが生涯にわたって望ましい読書習慣を確立できるよう、各学校で以下の

ような取り組みを通じて読書活動の推進を図ります。

(1)小・中学校の具体的な取り組み

- ・各教科での読書推進の取り組み
- ・朝の読書の実施や読み聞かせ、ブックトークの実施
- ・全校一斉読書や図書集会の実施
- ・図書委員会の活動の活性化
- ・読書週間中のイベントの実施
- ・ビブリオバトルの開催
- ・図書だより(図書館報)の発行
- ・新着図書の紹介やおすすめ図書の紹介
- ・月ごとのテーマにそった展示や掲示
- ・学級文庫の設置

(2)小・中学校の図書資料の充実

平成5年に旧文部省は、学校図書館の果たす役割の重要性に鑑み、「学校図書館図書標準」を設定しました。町内の小中学校4校はすべてこの標準値を達成しています。また、各校ごとに「図書選定基準」「廃棄基準」が設けられており、これらに基づいて図書の収集・廃棄を計画的に行っています。

学校図書館は、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習やNIE、また国語科をはじめとしたすべての教科で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、「アクティブ・ラーニング」を支援していく役割が期待されます。

これらに対応していくために、また図書資料の他、雑誌・新聞、視聴覚資料、電子資料、ファイル資料、自校独自の資料を充実していく必要があります。

標準値に満足せず、さらに内容について各校の蔵書を分析し、資料の更新を行いながら一層の整備、充実を図っていきます。

(3)学校司書の研修の推進(「身延町学校司書連絡会」の設置)

町内の小中学校4校には、既に1校1名の学校司書が配置されています。

本町においては、平成18年度から初任者向けの研修や業務の質を高める研修として「身延町学校司書



▲ビブリオバトルの開催



▲職員による読み聞かせ



▲図書集会でのおすすめ図書紹介



▲校内ポップコンテスト

連絡会」を定期的に実施しています。

また、山梨県教育委員会や山梨県学校図書館教育研究会主催の各種研修会や、県外研修への参加の機会を設け、学校司書の資質向上を図ります。

(4) 町立図書館や図書館ボランティアとの連携

各教科において資料を活用した情報収集を充実させるよう、町立図書館資料の活用を積極的に図ります。

町立図書館とネットワーク化された図書館資料検索システムの活用と、団体貸し出しを推進します。

また、町立図書館と学校図書館が相互に連携し、子どもの読書活動を支援できるよう、担当者会議を定期的に実施します。

小学校において朝の読書や読書週間中などに、図書館ボランティアの協力を得て、子どもにお話の世界の楽しさを知り、読書することへの意欲付けを図るとともに、読書のすばらしさを提供します。



▲月ごとのテーマ展示



▲給食に物語のレシピが登場

栄養教諭との連携「Book de Lunch」

(5) 家庭・保護者との連携と家読(うちどく)の推進

子どもの読書の機会を増やし、読書を習慣化させるためには、学校と家庭の連携が重要です。学校は学校だよりや学校図書館通信、学級通信、ホームページ等を通じて読書の啓発を行い、家族で読書を楽しむ「家読(うちどく)」の取り組みを推進します。

(6) 小・中学校図書館資料の有効活用

町内の小中学校4校には、学校間と町立図書館がネットワーク化され、他館の資料を検索し、借りることができます。

町内の小中学校図書館相互の連携を図り、図書館資料の有効な活用を図ります。

4 町立図書館等における子どもの読書活動の推進

公共図書館は、子どもたちが読みたい本を数多くの蔵書の中から自由に見つけ出し、読書の楽しみに触れることのできる「本との出会いの場」です。

また、さまざまな知識や情報を得られ、知的好奇心を満たすことのできる「学びの場」でもあります。

町立図書館では、子どもたちの多岐にわたる要望に応えるため、年齢や目的に応じた適切な資料の計画的な収集及び提供と、子どもたちが読書活動に興味・関心を持つような有意義な事業を実施しています。

地域における読書活動の拠点となる施設として、その蔵書や事業、運営の更なる充実を図りつつ、子どもの読書活動を推進します。

(1)子ども向け資料の充実

子どもの読書活動の推進のためには、子どもたちひとりひとりの多岐にわたる要望に応えることのできる、多種多様な資料の充実が必要だと考えます。

町立図書館の現時点での子ども向け図書は蔵書全体の 27%に当たります。蔵書の充実のための収集においては、絵本・図鑑・単行本・紙芝居など様々な媒体の資料を、「乳幼児向け絵本」から「中高生を中心としたヤングアダルト向け図書」まで各年代の子どもたちにその求める資料が提供できるよう、きめ細やかな選書を心掛けます。

スマートフォンやSNSの普及など社会状況の変化は、子どもたちが情報を得るための選択に否応なく影響を与えていると考えられます。あらゆる状況下において、子どもたちのニーズに応えるためにアンテナを高くして、児童向け雑誌や新聞、視聴覚資料などを積極的に収集・所蔵するなど書籍以外の情報も用意して、知的好奇心に応えます。

また、手に取りやすい書架づくりや特集コーナーを設置して、子どもたちが自主的に本を見つけることができるよう、「本との出会い」をサポートしていきます。



▲楽しいレイアウトの工夫

(2)図書館情報ネットワークシステムによる貸出サービスの充実

子どもたちが読みたい本を身近な場所で手にすることのできる環境づくりも子どもの読書活動の推進には欠かせないものです。その拠点施設となる町立図書館は、中富・下部両地区の公民館図書室をネットワークシステムで繋ぎ、週3回の配送システムを整備しています。

また、町内に子どもたちの求める資料の所蔵がなくとも、県内の各公共図書館を繋ぐ相互貸借システムにより、身近な町内図書館(室)で借り受けることができます。これらのネットワークにより、子どもたちの住まいが町内どこであっても、地域格差なく身近な場所で資料が受け取れるようなサービスを提供していきます。

(3)ブックスタートの実施

子育て支援課と連携・協力し4カ月児健診時に実施するブックスタート事業は、町立図書館の子育て支援サービスともいえるものです。

これは保護者とその子どもに向けて、「絵本」と「絵本の読み聞かせ体験」を手渡すもので、町立図書館では以下のことを目的として、乳幼児期の読書体験の推進を、それを支える保護者や子育て支援課など関係部署との連携の中で図っていきます。

【ブックスタートの目指すもの】

・絵本の楽しさを伝え、子どもたちの感性や豊かな



▲すこやかセンターでのブックスタート

想像力を育む

- ・絵本を通した親子のふれあいやコミュニケーションの推進
- ・どの家庭も絵本がある環境づくり
- ・家庭での絵本の読み聞かせの実践
- ・保護者に読書の大切さを普及・啓発
- ・子どもの読書の習慣化

平成27年度から始まったこの事業の実施率は100%で、町内で生まれたすべての子どもたちにお気に入りの絵本を手渡せており、保護者へのアンケートでも好評です。絵本との出会いとなる、この乳幼児へのブックスタート(ファーストブック)のフォローアップ事業として、子どもたちの発達段階に即した良質な絵本を切れ目なく届けるべく、今後は「3歳児への『セカンドブック』」「6歳児への『サードブック』」事業を計画・実施します。

心や言葉が日々成長する子どもたちが、豊かな想像力を育む歩みをとどめることのないよう、いつでも手が届き安心して絵本の世界に没頭できる場所に、年代に即した絵本が必ずある環境づくりの継続に努めます。

(4)子どもの読書推進につながる事業の実施

子どもたちがお話や本に親しみを持ち、読書活動へと進むきっかけとなるよう、図書館ボランティア等の協力により「乳幼児向け」「3歳から小学生向け」等、年代別のおはなし会を開催します。

この事業を運営するにあたり欠かすことのできない読み聞かせボランティア等の人材養成のため、また町立図書館職員・学校司書・保育士・図書館ボランティア等子どもの読書活動に関わるすべての人を対象に、「子どもと本を結ぶための知識を深める自己研鑽活動」を支援する講座や講演会等を開催します。

また、図書館まつりや夏休み工作会・講演会等において、子どもたちが興味を持ち、参加をきっかけに本や図書館に親しむことができ、併せて知的好奇心を満たすことのできる有意義な事業を計画・実施します。



▲読み聞かせ講座の開催

(5)読み聞かせ等の支援

町内の認定こども園・保育所(園)、学童施設、学校等と連携し、読み聞かせ会の依頼を受け付け実施します。

参加者の年齢や開催時期等に即したプログラムを作成し、実施にあたっては図書館ボランティアと協同行います。

また、実施日には50～100冊程度の絵本や児童書を持参し施設に団体貸出図書として設置します。



▲夏休み科学工作会

読み聞かせによって本に親しみを持った子どもたちが、すぐに本を手にとることができる環境を作ることで、その興味や楽しみが継続するよう努めます。

(6)特別な支援を必要とする子どもたちへの支援

一般的な絵本や図書の利用が困難な子どもたちへの支援として、「点字付きさわる絵本」「大きな活字の本」、読むことを困難とする子どもたちが平易に読めるよう工夫された「LLブック」などの図書等、誰もが手に取りやすく、読書が楽しめる環境づくりにつながるようなバリアフリー図書を積極的に収集します。併せて、図書館が誰もが安全で使いやすい施設であるよう配慮を行い、皆が移動しやすい動線の検討・確保や読書活動の一助となる拡大読書器等を整備します。

また、依頼を受けて福祉施設や養護学校等でのおはなし会を読み聞かせボランティアと実施します。

令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、障がいのある子どもたちが利用しやすい図書館であるよう努めていきます。



▲点字付き絵本・大活字本等の
バリアフリー図書のコーナー

(7)図書館ホームページの運営

町立図書館では専用のホームページを運営し、所蔵資料の情報等を公開しており、来館せずに個人のパソコンやスマートフォンから求める資料が所蔵されているか調べることができ、手続きを行えば貸出中の資料を予約することもできます。

また、SNS等による情報の取得に慣れ親しんだ子どもたちが、気軽に図書館に足を運べるよう、それらを利用し資料や事業の情報を発信していきます。

ホームページ内の「身延町地域資料」では、地域に関わる出来事や人物を調査してまとめたコンテンツを公開しています。

難しい漢字には読み仮名をつけているので、小学校の高学年くらいから、地域の歴史や文化に触れ、学ぶことができます。

これまでに「下山大工」「西嶋和紙」「木喰上人」等のコンテンツを公開しています。子どもたちが自分たちの住む町に興味を持ち、その魅力を知ることと愛着を育む一助となるよう、引き続き事業を継続します。



▲図鑑のようにわかりやすい
「身延町地域資料」

(8)子どもたちの学びの支援

さまざまな情報や資料を求める子どもたちの知的好奇心に応えるための調査研究の支援、「レファレンスサービス」を実施します。

子どもたちが自分で調べて答えにたどりつく自主的な学びにつながるよう、図書館司書が多岐にわたる蔵書の中から参考となる資料を提供する等の支援を行います。

(9)子どもの読書活動に関わる研修の推進

町立図書館では現在3名の図書館司書（会計年度任用職員含む）が配置され、専門職として、子ども向けをはじめとする図書館資料の選定・収集・整備・提供や、子どもやその保護者からの読書相談を行う等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

町立図書館では「こどもの読書指導者養成講座」等、日本図書館協会や山梨県公共図書館協会等が主催する研修会や、県内外研修へできうる限り司書を派遣し、その研鑽を図っていきます。

また、公民館図書室も含め、必要とされる専門職員の適切な配置やその養成を行います。

5 推進体制の整備

本計画を推進するにあたっては、各機関の連携・協力、職員の研修体制や、財政上の措置などがあってはじめて円滑な、実を伴った読書活動の推進が図られ十分に成果が得られるよう、推進体制の整備に努めます。

(1)専門職員の育成と研修体制の確立

本計画推進の基礎となるのは、子どもの読書に関する専門の知識や、読みきかせなどの技術を持った人的配置の確保です。

そのために、学校司書や公共図書館職員の専門的な研修への参加や、職場内での研修を行う体制を整え、活動の担い手を育成します。また、これらの専門職員が、継続して子どもの読書活動の推進に取り組めるよう、職員の養成に努めます。

(2)財政上の措置

本計画の方策を具体的に実現するため、町、関係機関、団体等それぞれが財政上の措置を講ずるよう努めます。また、必要に応じて、国や県に働きかけます。

6 今後の推進目標

本計画を推進するにあたっては、各機関で目標を掲げ、円滑な、実を伴った読書活動の推進が図られ十分に成果が得られるよう努めます。

(1)家庭・地域

家庭では、読書が生活の一部として継続的に行われるよう、家族で読書を楽しむ環境を整えていきます。

また、地域では「身延町子ども読書活動推進計画」の啓発のため、公民館や児童館等に冊子やチラシを設置するなど情報発信を行います。

(2)認定こども園・保育所(園)

認定こども園・保育所(園)は、安心して図書に触れることができるスペースの確保、併せて本に親しみ、楽しめるような環境を整えるよう努めます。

(3)小・中学校

- ①児童生徒の読書の機会を増やし、習慣化させるために、家族で読書を楽しむ「家読(うちどく)」の取り組みを推進していきます。家庭と連携しながら、各校で特色ある取り組みを行います。
- ②学校教育課で2018年度から実施している児童生徒向けの「学校図書館利用者アンケート」を今後も継続して行います。学校司書連絡会でアンケート結果を考察し、それをもとに各校で児童生徒の学習意欲と読書意欲を高める学校図書館運営を推進していきます。



▲「家読感想カード」の掲示



▲家読感想冊子

(4)町立図書館

- ①現在実施中のブックスタートのフォローアップ事業として、3歳児向けのセカンドブック事業を行います。
- ②団体貸出サービスの一層の拡充のため、町内未実施施設へのより一層の働きかけを行います。
- ③ホームページやSNS等を使用し、中高生を中心としたヤングアダルト世代に向けた情報を発信していきます。

第3章 関連機関等との連携・協力

Ⅰ 行政機関との連携・協力

町立図書館では、司書・職員が学校司書や保育士、また各部署の職員等と連携し、あらゆる機会の中で子どもの読書活動の推進と支援を行っていきます。



▲小学生の「地区探検」受入

(1) 認定こども園・保育所(園)、小・中学校、学童保育施設、児童館との連携

- ・団体貸出、読み聞かせ会の実施
- ・図書館見学インターンシップ受入

(2) 子育て支援課との連携

- ・ブックスタート事業
- ・ベビーすくすく教室講師

(3) 学校教育課との連携

- ・就学時健診会場での絵本児童書等の展示及び新規利用カード申込所の設置



▲図書館での「すくすく本棚」

連携コーナー

(4) 企画政策課との連携

- ・町ホームページ子育て支援サイト
- 「NOBI NOBI」内「すくすく本棚」でのおすすめ図書の紹介

第4章 広報・啓発活動

1 「子ども読書の日」等における広報・啓発

子ども読書活動を地域住民へ広く推進していくために、「子ども読書の日」(4月23日)や「子どもの読書週間」(4月23日～5月12日)の意義についてポスターの掲示や広報等を活用し、家庭や地域、認定こども園・保育所(園)、児童館、学校、町立図書館など、子どもに関わるさまざまな施設において子どもが参加できる行事を実施することにより、子ども読書活動の周知・徹底を図ります。

2 子どもの読書活動に関する情報の提供

(1) 町立図書館

毎月の広報誌に「図書館だより」を掲載し、図書館の情報を紹介します。
また、ホームページに子どもの読書推進に関する情報を掲載します。

(2) 認定こども園・保育所(園)や小・中学校等

保護者への通信等を通して、子どもの読書活動に関する啓発に努めます。
(学級通信、PTA 新聞、図書館だより等)

～ 関 係 資 料 ～

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 国、県の基本計画（期間）
- 3 文字・活字文化振興法

Ⅰ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 国、県の基本計画(期間)

□国の基本計画 平成14年8月～

平成14年8月～「第1次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

平成20年3月～「第2次 繰り返し」

平成25年5月～「第3次 //」

平成30年4月～「第4次 //」

□山梨県の基本計画 平成17年3月～

平成17年3月～「第1次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

平成24年3月～「第2次 繰り返し」

平成29年3月～「第3次 //」

<県>

1次(平成17年3月～平成24年3月)7年間

- ・家庭、地域、学校等の担うべき役割を明示
- ・すべての子どもが、あらゆる機会と場所において、自主的に読書生活を行うことができるよう、環境の整備, 人材の育成, 啓発活動に取り組んだ
- ・H24年11月に開館予定の県立図書館の整備計画に、拠点となる子ども読書支援センターの設置を盛り込み、果たすべき役割を明示

2次(平成24年3月～平成29年3月)5年間

- ・方向性と取組を明示
- ・市町村, 民間団体においても積極的な取組を期待

3次(平成29年3月～平成33年3月)5年間

- ・2次の課題確認
 - ①学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向
 - ②地域における取組の差が顕著
 - ③学校図書館資料の整備が不十分
- ・情勢の変化に対応

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制

の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、

文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



身延町子ども読書活動推進計画

発 行 身延町教育委員会

発行日 令和4年4月23日

編 集 身延町教育委員会生涯学習課

〒409-2992

山梨県南巨摩郡身延町常葉 1025

電話 0556-20-3017